

令和3年2月5日

保護者様

埼玉県立鴻巣女子高等学校長 永田 祐子

緊急事態宣言の期間延長に伴う本校の対応について

立春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対して、多大なる御支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、埼玉県教育委員会から令和3年2月4日付け「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について」の通知等により、下記のとおり、対応しますのでお知らせします。

引き続き、感染症対策に十分御留意くださいますよう、御理解・御協力をお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」

2 期間

令和3年3月7日（日）まで

3 緊急事態宣言中の登校時間について

電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、現在の対応（始業を1時間遅らせた時差通学と授業時間の短縮（40分など））を令和3年3月5日（金）まで継続する。

なお、引き続き、昼食時など食事中的会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うこと。また、登下校時は、飲食等をせずに速やかに移動すること。

(1) 2月8日（月）～2月17日（水）及び特別時間割期間（2/25、3/4）

校時等	時間	校時等	時間
朝読書	9:40～9:50	昼休み	12:20～13:05
S HR	9:50～10:00	第4限	13:05～13:45
第1限	10:00～10:40	第5限	13:55～14:35
第2限	10:50～11:30	第6限	14:45～15:25
第3限	11:40～12:20	清掃等	15:25～15:45

※生徒は9：40までに登校してください。

※欠席、遅刻等の連絡は、できるだけ8：30までをお願いします。

※2月17日（水）（学年末考査前日）や特別時間割期間など、第6限まで行わない日もあります。

その場合、「清掃等」の時間は日程に応じて変更となります。

※2/26、3/1～3、3/5は入学者選抜に係る臨時休業日となります。

(2) 学年末考査期間（2月18日（木）～2月24日（水））

校時等	時 間
SHR	9:40～9:50
試験準備	9:50～10:00
第1限（50分）	10:00～10:50
第2限（50分）	11:05～11:55
第3限（50分）	12:10～13:00
清掃等	13:00～

※生徒は9：40までに登校してください。

※欠席、遅刻等の連絡は、できるだけ8：30までをお願いします。

4 令和2年度卒業式について

緊急事態宣言の期間にかかわらず実施します。なお、詳細については別途連絡します。

5 部活動の原則中止について（継続）

ア 部活動を原則中止する。

イ 対外運動競技大会等に出場する場合は、その日から起算して14日前から活動を認める。

ウ 上記イにより、活動する場合であっても、県の部活動方針を厳守の上、他校との合同練習は行わない。ただし、大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

6 家庭へのお願いについて

以下の内容について、御息女への御指導など御協力をお願いします。

- (1) 規則正しい生活習慣及び検温等毎日の健康観察の徹底
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと
- (3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用）
- (4) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- (5) 生徒のみの会食等の自粛

7 その他

- (1) 検温等毎日の健康観察の実施を引き続きお願いします。
- (2) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校（夜間・休日は緊急連絡先）へ御連絡ください。
- (3) 今後の状況の変化に伴い対応が変わる可能性がありますので、定期的なHPの確認及び緊急連絡メールへの登録をお願いします。

<担当>

教頭 坂下

TEL 048-541-0669